

○学校法人東京電機大学情報セキュリティ基本方針

情報統括責任者
総合メディアセンター

(目的)

第1条 学校法人東京電機大学（以下「本法人」という。）において、健全な学術研究・教育活動を実践し、社会的責務を果たすためには、情報基盤の整備とともに本法人の情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。本法人全体の情報セキュリティ意識の向上に努め、その根拠を明確にし、本法人の全構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、「学校法人東京電機大学情報セキュリティ基本方針」（以下「本方針」という。）を規定する。本方針の目指すところは、次のとおりである。

- (1) 本法人の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止
- (3) 情報資産の分類と重要度に見合った保護及び管理
- (4) 本法人における情報セキュリティ対策の実施に関する支援

(適用対象範囲)

第2条 本方針の適用対象範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 適用対象資産

本法人が管理する全ての情報資産とする。

(2) 適用対象者

本法人の情報資産を利用する全ての者で、役員（外部役員を含む。）、教員（非常勤教員を含む。）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む。）、共同研究者（研究員を含む。）、学生（大学院生、学部生、生徒、研究生、科目等履修生等）、委託業者、来学者等とする。

(実施手順等の作成)

第3条 本方針の具体的な実施規程や手順等は、本方針に基づき、別に定めることとする。

(遵守義務)

第4条 本法人の情報資産を利用する全ての者は、情報セキュリティの重要性について、共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、本方針、実施手順等及びその他関連法令等を遵守しなければならない。